

<h1>静岡市報</h1>	No. 137
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

<b>規 則</b>	
○静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	1
○静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	2
<b>訓 令</b>	
○静岡市指定管理者選定委員会規程の一部を改正する規則	3

**規 則**

静岡市規則第83号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年7月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成20年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静岡地区本部に属する分団の表静岡第7分団の項中「及び日出町」を「、日出町、柚木及び宮前町」に改め、同表静岡第8分団の項中「葵区のうち柚木及び宮前町の区域並びに」を削り、同表静岡第37分団の項中「静岡市葵区坂ノ上718番地の2」を「静岡市葵区日向19番地の3」に改める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

---

静岡市規則第84号

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年7月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市火災予防条例施行規則（平成15年静岡市規則第253号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の2条を加える。

（指定催しの指定の通知）

第5条の2 条例第61条の2第3項の規定による指定催しの指定の通知は、指定催しの指定通知書（様式第2号の2）によるものとする。

（火災予防上必要な業務に関する計画の提出）

第5条の3 条例第61条の3第2項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（様式第2号の3）に当該計画を添付して行わなければならない。

第8条第1項に次の1号を加える。

（6）条例第64条第6号の規定による露店等の開設の届出書は、様式第12号の2によること。

第8条第2項中「工事施行区域の略図を」の次に「、同項第6号の届出書には露店等の開設場所及び消火器の設置場所の略図を」を加える。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第3号から様式第12号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第13号及び様式第14号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に、

「

貯蔵の方法	1 貯蔵庫 2 屋外タンク 3 屋内タンク 4 地下タンク 5 移動タンク 6 その他 ( )	を
-------	--	---

「

貯蔵の方法	1 貯蔵庫 2 屋外タンク 3 屋内タンク 4 地下タンク 5 移動タンク 6 その他 ( )	に
廃止年月日	年 月 日	

」

改める。

様式第16号及び様式第18号中「あて先」を「宛先」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第5条の次に2条を加える改正規定及び様式第2号の次に2様式を加える改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

## 訓 令

静岡市訓令第11号

静岡市上下水道局管理規程第11号

静岡市教育委員会訓令第6号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市指定管理者選定委員会規程（平成16年静岡市訓令第25号、平成16年静岡市企業局管理規程第16号、平成16年静岡市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

関 清 司

静岡市教育委員会

委員長 高 野 康 代

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 施設ごとの指定管理者制度の導入に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。